

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	東伯郡北栄町下神字東灘山1058-1、1059 (3,844平方メートル)	砂 (6,841立方メートル)	採取の期間	平成21年6月6日から平成22年6月5日まで	平成22年6月6日から平成23年6月5日まで	平成22年6月4日